

「SSPフレッシュシリーズ2025」開催業務委託企画コンペ実施要領

「SSPフレッシュシリーズ2025」開催業務委託の委託事業者を選定する企画コンペを実施するに当たり、必要な事項を次のとおり定める。

1 目的

県が推進するSAGAスポーツピラミッド構想（SSP構想）では、「中高生アスリートの育成」や、「だれもがそれぞれのスタイルでスポーツに関わる文化」の定着に向けた取り組みを進めている。

本事業では、秋・冬に開催される佐賀県高校新人大会全体を「SSPフレッシュシリーズ2025」として開催し、大会を一体的に盛り上げるとともに、SSP構想のもと「育成」を行う高校生や、保護者、県民一般に対し「SSP構想」の浸透を図るものである。

特に、本事業を実施する新人大会等が行われる時期はプロスポーツのシーズンと重なり、高校生の新人大会の注目度は小さい傾向にある。そのため、それぞれの競技で行われる県内の新人大会を一体的に周知広報することで、注目度の向上を図る。

また、コロナ禍の時期と比べ、現在では現地に試合観戦に行くことへの障壁がなくなっており、単純なLIVE配信のみを行う意義は薄れてきていることから、LIVE配信にも県内の高校生や大学生等のスポーツに関心のある層の参画を盛り込むことで、「観る」「支える」層にとっても新たな価値を提供し、SSP構想が目指す、「だれもがそれぞれのスタイルでスポーツに関わる文化」につながることを狙う。

上記を踏まえ、本事業では、高校生、保護者及びスポーツに関心のある層をターゲットに、佐賀県高校新人大会のLIVE配信を含む一体的な広報を実施することで、新人大会から高校総体で集大成へ向かう高校生アスリートの一連の成長と活躍のストーリーを県全体が応援し「支える」文化をつくることを目的とする。

2 業務内容

別添「SSPフレッシュシリーズ2025」開催業務委託仕様書」（以下「業務仕様書」という。）のとおり。

3 業務委託期間

契約締結の日～令和8年2月27日

4 予算額

9,370千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5 参加要件

本件企画コンペに参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であることを要する。

① 単独企業の資格要件

- (1) 県内に本店を有する者、県内に支店等を有し県内従業員比率が50%以上の者又は県内従業員数が50人以上の者、誘致企業、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第4項に規定する「障害者就労施設等」（県内に所在する者に限る）のうち、いずれかに該当する者であること。
- (2) 事業目的の達成のために必要な企画・運営・制作に関して、ノウハウや技術を有していること。
- (3) 緊急の打合わせ等が必要な時に、迅速に対応できること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 企画コンペの日の6か月前から現在までの間、金融機関等において手形又は小切手の不渡りをした者でないこと。
- (7) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者若しくは「佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領」に該当する者でないこと。
- (8) 県税又は年金の滞納がないこと。
- (9) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のアからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

② 共同企業体の資格要件

- (1) 共同企業体の構成員数は、3社以内であること。
- (2) 全ての構成員が、①の（1）から（9）の要件を満たすこと。
- (3) 全ての構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

6 募集方法

県ホームページに企画コンペを実施する旨の案内を掲載する。

7 企画コンペ実施方法

企画コンペ方式により、受託事業者を決定する。なお、企画コンペは、企画書及びプレゼンテーション等について審査するものとする。

- (1) プレゼンテーションは提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された提案書等のみを使用し、他の資料は使用しないものとする。
- (2) 参加者側の出席者は3人以内(うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。)とし、ヒアリング時間は1者あたり25分程度(説明15分、質疑10分程度)を予定している。

8 企画コンペ(プレゼンテーション・審査会)の開催

- (1) 日 時 令和7年7月25日(金) 10時～

※個別の時間については、参加者に別途連絡する。

- (2) 場 所 佐賀県庁 新館7階 地域交流部西会議室

- (3) 提出書類 次の書類を下記14の提出先までに、持参又は郵送により提出すること。

(郵送の場合は、配達事故を防ぐため配達記録が残る方法とすること。)

- ①企画コンペ参加申込書 1部(別紙様式1)
- ②同種業務の履行実績調書 1部(別紙様式2)
- ③会社概要 1部(任意様式)
- ④企画書 6部(任意様式)
- ⑤見積書 6部(任意様式)

※見積価格は、審査における評価項目の一つであるため、企画内容と経費の関係がわかる内訳を記載すること。

【提出期限】

- ①②③：令和7年7月8日(火) 17時まで(必着)

- ④⑤：令和7年7月22日(火) 17時まで(必着)

- (4) 審 査 企画コンペ方式

※審査員は、別表「評価基準」に従い審査を行い、最優秀者を決定する。

なお、上記4の予算額を超えた場合は審査の対象とならないものとする。

- (5) 契約について

- ①契約書の要否 要
- ②契約保証金 佐賀県財務規則第115条による
- ③企画提案等との関係

企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。

9 実施スケジュール（予定）

項目	期日	備考
県ホームページでの公募開始	R7. 6. 23（月）	
仕様書等に対する質問書提出期限	R7. 7. 1（火）	17時まで
企画コンペ参加申込書等提出期限	R7. 7. 3（木）	17時まで
企画コンペ参加資格通知回答期限	R7. 7. 10（木）	17時まで
企画書等の提出期限	R7. 7. 22（火）	17時まで
企画コンペ（プレゼンテーション・審査会）	R7. 7. 25（金）	10時から（7階西会議室）
委託業者決定	R7. 7. 28（月）	（予定）
契約締結	R7. 8. 1（金）	（予定）

10 留意事項

- （1）提出物は返却しない。
- （2）県が提供する資料以外は、独自で入手等を行うこと。
- （3）企画に際して、業務委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。
- （4）公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- （5）受託者と県は、必要に応じて適宜打合せを行うなど、綿密な連携を取りながら事業を実施するものとする。
- （6）仕様書等に係る問い合わせは、質問書（別紙様式3）にてメールで受け付ける。質疑応答の内容は、必要に応じて参加者全員に周知する。
- （7）説明会及び企画コンペ参加に係る経費は、参加者の負担とする。

11 最優秀提案者の選定について

- （1）提出された企画提案書等を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。
- （2）最優秀提案者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。
- （3）評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、評価点の最も高い者が2人以上あるときは、審査会会長が決定するものとする。
- （4）最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

12 情報漏えいの禁止

受託事業者は、個人情報の重要性を認識し、個人情報扱う者の倫理及び良識ある判断に基

づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏えい等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いには、県の定める「情報セキュリティポリシー」及び「個人情報保護条例」を遵守すること。

1 3 遵守事項

受託事業者は、契約の履行にあたって、本委託業務の意図及び目的を十分に理解したうえで、最高の技術を駆使するとともに、本県職員の指示を遵守し、誠実に実施しなければならない。

また、受託事業者は、受託事業の実施にあたり、関連する法律等を遵守しなければならない。

1 4 提出先（問合せ先）

佐賀県 SAGA スポーツピラミッド推進チーム 米倉

（郵便番号 840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 新館6階）

TEL 0952-25-7345

E-mail yonekura-aimi@pref.saga.lg.jp